

電気自動車等の取扱いについて(案)

重量車における電気自動車等の現状と課題

- 現在、重量車においては、電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)については、燃費規制の対象外としている。 ※ハイブリッド車は燃費規制の対象。
- 一方で、製造事業者等は電気自動車等の研究開発等を進めており、2017年度からは量産型の電気自動車等の導入が順次開始されるなど、今後、電気自動車等の普及が進むことが予想される。
- 重量車全体としての省エネを着実に推進するため、燃費規制においても電気自動車等の普及への取組みを評価する仕組みを導入する必要がある。
- ただし、現時点では、重量車における電気自動車等の販売台数比率は0.1%未満であり、基準策定に必要な技術開発や普及の見込みを行うことができない、電費等の測定方法が確立されておらず電気自動車等についてエネルギー消費効率の評価ができない、といった課題がある。

重量車における電気自動車等の取扱い方針

- 電気自動車等については、現時点では普及台数が少ないため燃費規制の対象外とするが、製造事業者等による電気自動車等の導入への取組みについても適切に評価するため、この取組みを燃費規制の達成判定において評価することとする。
- これに向けて、来年度より電気自動車等の電費等の測定方法を検討する作業部会を立ち上げ、2年を目途に結論を出すとともに、本合同会議において電気自動車等の導入評価の具体的な方法等(例えば、電気自動車等の電費等の性能や出荷台数に応じた追加クレジットの付与等)について審議を行うこととする。